

理事長	副理事長	常務理事	常務理事	事務長	担当

受付印

国民健康保険被保険者資格取得申請書（新規・追加）

※太枠の中のみ記入してください。

被保険者番号								資格取得 年 月 日	令和 年 月 日	事業所形態
第二種組合員氏名		性別	生年月日			職 種		勤務形態		1. 法人 2. 従業員5人以上の個人 3. 従業員5人未満の個人 4. 任意社保適用事業所
(フリガナ)		男 ・ 女	昭 平 年 月 日			1. 看護師 2. 事務員 3. その他 ()		1. 常 勤 2. 非常勤		健康保険適用除外申請書
個人番号 (マイナンバー)							マイナ保険証 保有の有無	有 ・ 無		1. 必要 2. 不要

家 族										資格取得理由
今回被保険者となる方			第二種組合員 との続柄	性別	生年月日			職業等		
1	(フリガナ)		1. 配偶者	男	昭 平 年 月 日					1. 転入 2. 社会保険離脱 3. 市町村国保離脱 4. 出 生 5. その他
			2. 子	・	令					
			3. ()	女						
個人番号 (マイナンバー)							マイナ保険証保有の有無	有 ・ 無		
2	(フリガナ)		1. 配偶者	男	昭 平 年 月 日					3. 市町村国保離脱 4. 出 生 5. その他
			2. 子	・	令					
			3. ()	女						
個人番号 (マイナンバー)							マイナ保険証保有の有無	有 ・ 無		
3	(フリガナ)		1. 配偶者	男	昭 平 年 月 日					5. その他
			2. 子	・	令					
			3. ()	女						
個人番号 (マイナンバー)							マイナ保険証保有の有無	有 ・ 無		

上記の者の、保険料を私が指定する預金口座より引き去り納付すること、並びに資格喪失後の資格確認書（※交付を受けている場合）の回収を私の責任で行なうことを承諾のうえ、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

事業所名

〒

第一種・三種組合員 住所（事業所）

電話（事業所）

氏 名

印

第一種・第三種個人番号（マイナンバー）

秋田県医師国民健康保険組合理事長 様

添付書類一覧

※添付書類をチェックしてください。

第二種組合員本人の加入または第二種組合員本人と家族が加入となる場合

添付が必須となるもの

- ☐ 加入となる方のマイナンバーを確認できるもの（写） 例：マイナンバーカード、通知カード、住民票
※通知カードについては、住民票の氏名・住所等と通知カードに記載の氏名・住所等が異なっている場合は、マイナンバーの確認書類として使用できません。
※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類となりません。
- ☐ 世帯全員が記載されている住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- ☐ 雇用契約書等（写） ※常勤・非常勤を確認します。

該当の場合、添付いただくもの

- ☐ 家族の健康保険を確認できるもの（写） *家族の方で、医師国保に加入しない方がいる場合
例：資格確認書（写）、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）（写） など
- ☐ 健康保険適用除外承認証（写） *社会保険の適用を受ける場合
※法人、従業員5人以上の個人事業所又は任意で社会保険の適用を受けている個人事業所で新規採用となる場合は、加入申請時とは別に、日本年金機構から適用除外承認を経た後、速やかに提出してください。
その後に、資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。
- ☐ 国保法第116条届 *修学のため、組合員と住民票を別になっている場合
- ☐ その他（実情に応じて組合が依頼した書類） []

第二種組合員の家族が加入となる場合

添付が必須となるもの

- ☐ 加入となる方のマイナンバーを確認できるもの（写） 例：マイナンバーカード、通知カード、住民票
※通知カードについては、住民票の氏名・住所等と通知カードに記載の氏名・住所等が異なっている場合は、マイナンバーの確認書類として使用できません。
※「個人番号通知書」はマイナンバーを証明する書類となりません。
- ☐ 世帯全員が記載されている住民票（マイナンバーの記載がないもの）

該当の場合、添付いただくもの

- ☐ 健康保険資格喪失証明書 *社会保険を離脱して加入する場合
- ☐ 家族の健康保険を確認できるもの（写） *家族の方で、医師国保に加入しない方がいる場合
例：資格確認書（写）、資格情報のお知らせ（資格情報通知書）（写） など
- ☐ 国保法第116条届 *修学のため、組合員と住民票を別になっている場合
- ☐ その他（実情に応じて組合が依頼した書類） []

= ご家族の加入について =

国保組合では、同じ世帯の中で国保組合と市町村国保に分かれて加入できないことになっております。組合員のご家族は、社会保険や他の国保組合の適用となる方を除き、原則、ご家族全員が国保組合に加入となります。